平成25年8月1日

各　位

会　社　名　　KYCOM ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　小　林　勇　雄
JASDAQ コード番号　9685
問合せ先　　管 理 部 長　　福　岡　　誠
TEL 0776（34）3512

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「第 46 期有価証券報告書等の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、過去に提出いたしました有価証券報告書等の訂正作業を進めてまいりました。
本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の４の５第１項に基づき、下記のとおり内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

株主の皆様はじめ、お取引先様及び関係者各位には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

１．訂正の対象となった内部統制報告書

第 42 期　内部統制報告書　（自　平成 20 年４月１日　至　平成 21 年３月 31 日）
第 43 期　内部統制報告書　（自　平成 21 年４月１日　至　平成 22 年３月 31 日）
第 44 期　内部統制報告書　（自　平成 22 年４月１日　至　平成 23 年３月 31 日）
第 45 期　内部統制報告書　（自　平成 23 年４月１日　至　平成 24 年３月 31 日）

２．訂正の内容

内部統制報告書の記載事項、３【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
なお、第 42 期～第 44 期までの訂正内容は、以下の第 45 期の訂正後の文中の「開示すべき重要な不備」を「重要な欠陥」と読み替える以外は同一内容ですので、記載を省略させていただきます。

３【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長兼当社最高財務責任者 C.F.O. 小林勇雄は、平成 24 年３月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、内部統制報告制度が導入された平成 20 年４月より、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、内部統制委員会を設置し、その統括管理の下に内部統制システムを構築してまいりました。従前の期末における外部監査人による内部統制の監査結果も有効であるとの評価でありましたが、平成 25 年３月期において過去の財務報告について以下の問題点が明らかになり、過年度の決算書類を訂正するとともに、平成 20 年３月期から平成 25 年３月期第３四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

(1) 固定資産の減損会計の適用について不十分な点があった。
(2) 関係会社株式及び販売目的ソフトウェアの評価にあたり、将来計画の見積りの十分な精査が行われていなかった。
(3) 関連当事者との取引の開示について不十分な点があった。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算財務報告プロセスに関する内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったと認識しております。

なお、開示すべき重要な不備については、本報告書提出時点において是正が完了しておりません。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) コンプライアンス意識の醸成、強化
　① 法令遵守、企業倫理の徹底
　② 専門家活用の検討
　③ 自己の業務に関する法令等の知識習得、社内規程類の周知徹底
(2) 内部統制の更なる強化
　① 決算財務報告プロセスの見直し
　② 業務プロセスの厳格な運用
　③ 社内規程類の見直し
　④ 専門的知識獲得のための社員教育の推進
　⑤ 決算作業の適正化、迅速化のための体制の見直し
(3) 監査体制の見直し
　① 内部牽制、日常的モニタリングの徹底
　② 決算情報共有の迅速化
　③ 専門家活用の検討

以上